

報告第16号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決
処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決
処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定
により報告する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 件名及び契約名 | 平成29年第2回杉並区議会定例会において議案第47号
により議決を得た「杉並区立阿佐谷南保育園改築建築工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金429,840,000円
変更後の契約金額 金431,838,000円
契約金額の増額 金1,998,000円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、保育室の開口部の増設など、工種・数量に増
減が生じたため。 |
| 4 専決処分年月日 | 平成30年8月27日 |